次の各号によつて算定した額の合算額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。

一　当該市町村の区域内に所在する文化財保護法第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数（登録有形文化財については、同法第五十七条の規定による登録件数とし、重要伝統的建造物群保存地区については、同法第百四十四条の規定による選定件数とする。）にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定に係る文化財	
重要文化財のうち建造物であるもの	五六〇、〇〇〇円
重要文化財のうち建造物以外のもの	二〇、〇〇〇円
登録有形文化財のうち建造物であるもの	二〇、〇〇〇円
重要伝統的建造物群保存地区	八、五八〇、〇〇〇円
重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三三〇、〇〇〇円
重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	六六〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	一、〇二〇、〇〇〇円
重要文化的景観	一、〇二〇、〇〇〇円
二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該市町村の条例により指定された文化財	
建造物	一三〇、〇〇〇円
伝統的建造物群保存地区	二一〇、〇〇〇円
美術工芸品	一〇、〇〇〇円
登録文化財のうち建造物であるもの	六〇、〇〇〇円
登録文化財のうち美術工芸品であるもの	一〇、〇〇〇円
登録記念物	一〇、〇〇〇円
登録有形民俗文化財	一〇、〇〇〇円
無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財、記念物及び文化的景観	三〇、〇〇〇円

二　当該年度の四月一日現在における当該市町村の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に一一〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三　重要文化財等の保存等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。

一　当該市町村の区域内に所在する文化財保護法第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数（登録有形文化財については、同法第五十七条の規定による登録件数とし、重要伝統的建造物群保存地区については、同法第百四十四条の規定による選定件数とする。）にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定に係る文化財	
重要文化財のうち建造物であるもの	五六〇、〇〇〇円
重要文化財のうち建造物以外のもの	二〇、〇〇〇円
登録有形文化財のうち建造物であるもの	二〇、〇〇〇円
重要伝統的建造物群保存地区	八、五八〇、〇〇〇円
重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三三〇、〇〇〇円
重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	六六〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	一、〇二〇、〇〇〇円
重要文化的景観	一、〇二〇、〇〇〇円
二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該市町村の条例により指定された文化財	
建造物	一三〇、〇〇〇円
伝統的建造物群保存地区	二一〇、〇〇〇円
美術工芸品	一〇、〇〇〇円
登録文化財のうち建造物であるもの	六〇、〇〇〇円
登録文化財のうち美術工芸品であるもの	一〇、〇〇〇円
登録記念物	一〇、〇〇〇円
登録有形民俗文化財	一〇、〇〇〇円
無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財、記念物及び文化的景観	三〇、〇〇〇円

二　当該年度の四月一日現在における当該市町村の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に一一〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三　重要文化財等の保存等に要する経費があること。